

三重の森林づくり 実施状況報告書

(令和5年度版)

令和6年9月

三 重 県

目次

第1章 トピックス	1
Ⅰ みえ森と緑の県民税第3期制度をスタートします	2
Ⅱ J-クレジット制度の活用推進に向けた取組を展開しています	3
Ⅲ 本県初の「建築物木材利用促進協定」制度に基づく協定を締結しました	4
Ⅳ 「みえ生物多様性プラン（第4期）」を策定しました	5
Ⅴ 「認定NPO法人森林の風」が内閣総理大臣表彰を受賞しました	6
第2章 実施状況	7
Ⅰ 基本方針1 森林の多面的機能の発揮	8
【基本施策1-（1）】「構造の豊かな森林」づくり	10
（1）持続可能な森林づくり	10
（2）公益的機能を重視した森林づくり	10
（3）多様な森林づくり	10
【基本施策1-（2）】県民の命と暮らしを守る森林づくり	11
（1）災害に強い森林づくりの推進	11
（2）森林の保全と保安林制度の推進	12
（3）森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施	12
（4）野生鳥獣による被害の軽減	12
【基本施策1-（3）】森林づくりを推進する体制の強化	13
（1）国・市町等と連携した森林管理の推進	13
（2）森林資源データの整備と情報提供	14
（3）森林の公有林化等による公的管理	14
（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究	14
Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展	16
【基本施策2-（1）】林業及び木材産業等の振興	18
（1）森林施業の集約化の促進	18
（2）多様な原木の安定供給体制の構築	18
（3）林業・木材産業の競争力強化とスマート化	18
（4）多様な収入源の創出	19
（5）特用林産の振興	19

(6) 効率的な林業生産活動のための研究	19
【基本施策 2- (2)】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	20
(1) 林業の担い手の育成・確保	20
(2) 地域を担う多様な人づくり	21
(3) 林業事業体の育成と経営力の向上	21
【基本施策 2- (3)】 県産材の利用の促進	21
(1) 県産材の需要拡大	21
(2) 信頼される県産材の供給の促進	22
(3) 住宅建設における木材利用の促進	22
(4) 中・大規模施設等の木材利用の促進	22
(5) 持続的な木質バイオマス利用の推進	23
(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進	23
Ⅲ 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興	25
【基本施策 3- (1)】 森林文化の振興	26
(1) 森林の文化的価値の保全及び活用	26
(2) 森林文化の体験と交流の促進	26
(3) 里山の整備及び保全の促進	26
(4) 森林文化の継承	27
【基本施策 3- (2)】 森林環境教育・木育の振興	27
(1) 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」	27
(2) 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」	27
(3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」	28
Ⅳ 基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進	29
【基本施策 4- (1)】 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	30
(1) 森林づくり活動への県民参加の促進	30
(2) 緑化活動の促進	30
【基本施策 4- (2)】 木づかいの促進	31
(1) 暮らしの中での木づかいの促進	31
(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進	31
【基本施策 4- (3)】 三重のもりづくりの意識の醸成	32

(1) 三重のもりづくり月間の取組.....	32
V 重点プロジェクト.....	33
1 緑の循環プロジェクト.....	33
2 災害に強い森林づくりプロジェクト.....	33
3 次世代型森林情報活用プロジェクト.....	34
4 森林・林業を担う人づくりプロジェクト.....	34
5 A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト.....	35
6 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト.....	36
参考資料.....	37
I 三重の森林づくり条例.....	38
II 用語説明.....	42

第1章 トピックス

I みえ森と緑の県民税第3期制度をスタートします

県では、平成26年4月に「みえ森と緑の県民税」（以下「県民税」という。）を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めています。

県民税は、5年ごとに制度見直しを行っており、令和5年度は、第2期制度（令和元～5年度）の最終年度であったことから、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「評価委員会」という。）等において、制度見直しの議論を重ね、第3期制度（令和6～10年度）に取り組むこととしました。

1 県民税の継続

近年、台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生しており「災害に強い森林づくり」の必要性は依然として高いこと、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に向けては、長期的・継続的な森林教育の取組が重要であることなどをふまえ、令和6年度以降も県民税を継続することとしました。

2 県民税第3期制度の概要

県民税の「2つの基本方針と5つの対策」については、継続することとします。

また、「税率・課税方法」「県による基金の設置」「評価委員会の設置」などの仕組みは、現行制度どおりとしつつ、評価委員会等での意見をふまえ、必要な制度見直しを行いました。

「2つの基本方針と5つの対策」

基本方針1 災害に強い森林づくり

- 対策1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
- 対策2 暮らしに身近な森林づくり

基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

- 対策3 森を育む人づくり
- 対策4 森と人をつなぐ学びの場づくり
- 対策5 地域の身近な水や緑の環境づくり

3 制度見直しのポイント

(1) 森林の機能を維持するための更新対策を追加

シカの食害等により土砂流出防止等の機能が低下した森林における災害防止に向け、植栽、下刈り、獣害防止施設の整備など、森林の機能を早期に回復させるための取組を推進します。

(2) 全国植樹祭の開催に向けた基金積立

令和13年の招致を表明している全国植樹祭の開催に必要な経費の積立を実施します。

(3) 市町交付金（基本枠）配分方法の見直し

現行制度の配分の考え方を基本としつつ上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づき配分する方法に改定します。

(4) 防災枠は連携枠に統合

令和2年度に追加した「災害からライフラインを守る事前伐採事業」（防災枠）については、連携枠に統合したうえで取組を継続します。

(5) 市町交付金（連携枠）の一部を県が実施

効率的な事業実施を図るため、流域の防災機能強化を目的とした森林整備等について、市町の要望に基づき、県が実施するものとします。

(6) 市町からの要望に応じた柔軟な配分

現行制度の配分割合（県：市町＝5：5）を基本としつつ、市町からの要望や各事業の状況に応じて柔軟に配分します。

4 今後の対応

令和6年度は、県民税第3期制度の開始とともに、国の森林環境税の課税が開始されます。今後も引き続き、森林環境譲与税との棲み分けを明確に行いながら、災害に強い森林づくりと、その森林を将来にわたり引き継いでいくための社会づくりを着実に進めていきます。



Ⅱ Jークレジット制度の活用推進に向けた取組を展開しています

県では、「Jークレジット制度」を活用した森林整備の促進を図るため、県行造林でのモデル事業の実施や林業関係者向けのセミナー等による情報提供に取り組んでいます。

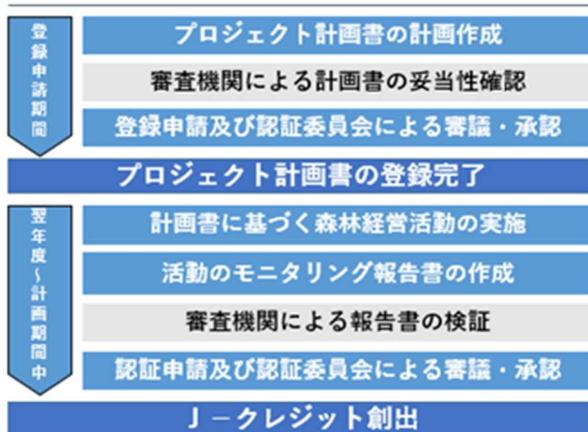
1 「Jークレジット制度」の概要

「Jークレジット制度」は、森林経営活動による二酸化炭素吸収量等を、決められた方法に従って定量化し、その創出量を売買取引可能な形態（クレジット）として国が認証する制度です。

認証されたクレジットは、環境配慮やカーボンオフセットを意識する企業等に購入してもらうことで、森林経営活動のための新たな収入源とすることができます。

また、森林経営活動によりJークレジットを創出するためには、「プロジェクト計画書」の登録と、登録翌年度以降に計画書に従った林況調査や森林整備等の実施状況の報告（「モニタリング報告」）が必要となります。

クレジット創出までの全体フロー



2 令和5年度の実施状況

「カーボンニュートラルの実現に向けた林業GX推進事業」により、次の取組を実施しました。

（1）モデル事業の実施

効率的なクレジット創出モデルの実証に向け、名張市内の県行造林において「プロジェクト計画書」を登録し、「モニタリング報告」に向けて、GNSS機器や航空レーザ測量成果を活用した調査を実施しました。

（2）計算シートの作成

「Jークレジット制度」に取り組みたいと考えている方に、自分の保有する山林にはどれほどのクレジット創出量があるのか、本当に収入源となるのかなどの大まかなイメージを持ってもらうため、三重県版の「クレジット創出量計算シート」を有限責任監査法人トーマツと共同で作成しました。

（3）情報基盤データの作成

令和4年度までに実施された航空レーザ測量の森林資源解析データを活用し、「Jークレジット制度」の申請にあたり必要となる地域森林計画区域内の地位級を特定した情報基盤データを作成しました。

（4）セミナーの開催

令和6年2月2日に、林業関係者を対象として、制度概要の解説や、県の事業において実施している県行造林でのモデル的取組、三重県版の「クレジット創出量計算シート」を紹介するセミナーを有限責任監査法人トーマツと共催で開催しました。



林業関係者向けのセミナー

3 今後の取組

県行造林における効率的なクレジット創出モデルの実証を継続的に進めるとともに、「Jークレジット制度」の活用促進に向け、林業関係者等に向けた有用な情報の提供に努めていきます。

Ⅲ 本県初の「建築物木材利用促進協定」制度に基づく協定を締結しました

県では、民間事業者と協働・連携して民間の建築物における県産材の利用を促進していくため、令和5年に本県初となる「建築物木材利用促進協定」制度に基づく協定を締結しました。

1 「建築物木材利用促進協定」制度概要

「建築物木材利用促進協定」制度は、令和3年10月に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「都市（まち）の木造化推進法」という。）」に基づき、公共建築物だけでなく民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するために創設された制度です。

この制度では、木材利用に関する構想や構想の達成に向けた取組を盛り込んだ協定を、建築主である事業者と国または地方公共団体が締結し、連携して木材の利用に取り組むことで民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指すこととしています。

2 「三重の木」等の利用の促進に関する協定

（1）協定の締結

令和5年4月18日に古河林業株式会社、ウッドピア松阪協同組合、三重県の三者で「『三重の木』等の利用促進に関する協定」を締結しました。

この協定は、「都市の木造化推進法」に基づき締結された本県初の「建築物木材利用促進協定」となります。

（2）協定の概要

三者で締結した協定では、合法性が証明され、一定の規格基準を満たす「三重の木」認証材等県産材の安定供給と利用促進を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現、森林資源の循環利用及びSDGsに貢献することを目指しています。

（3）協定に基づく三者の取組内容

①古河林業株式会社の取組

3年間で約1,000m³の「三重の木」等県産材を利用するとともに、自社が開催する各種イベントを通じて、木材利用の意義やメリットを発信します。

②ウッドピア松阪協同組合の取組

古河林業株式会社が求める品質や量を満たす「三重の木」等県産材を供給する体制を整えます。

また、他者の建築物における木材利用の参考となるよう、木質部材や供給体制について情報発信を行います。

③三重県の取組

活用可能な補助事業や木材利用に関する相談窓口等の情報提供を行うとともに、協定に基づく取組を県産材の利用拡大に向けた優良事例として積極的に発信します。



締結式での記念撮影

（左から、ウッドピア松阪協同組合 田中理事長、一見知事、古河林業株式会社 古河代表取締役社長）

3 今後の取組

令和6年3月には、伊勢市内に木造の保育園を建築する予定の学校法人前島学園と本県で2件目となる「建築物木材利用促進協定」を締結しました。

今後も、さらなる事業者との協定締結を進め、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、官民両輪での木材利用を加速していきます。

Ⅳ 「みえ生物多様性推進プラン（第4期）」を策定しました

県では、令和2年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン（以下「推進プラン」という。）（第3期）」について、令和5年度末に計画期間が終了したことから、推進プラン（第3期）における取組の実施状況や、新たな国家戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」をふまえ、推進プラン（第4期）を策定しました。

1 推進プラン（第4期）策定の背景

近年、生物多様性保全に対しては、より一層の取組が求められており、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、自然を回復軌道に乗せること（ネイチャーポジティブ）が2030年ミッションとされました。また、その達成に向けて陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」など23の行動目標が設定されました。

このような中、令和5年度末で終了した第3期推進プランに基づく取組の実施状況や、生物多様性の保全に対する社会的な関心の高まり、国際的な状況等に加え、新たな国家戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されたことをふまえ、第4期推進プランを策定しました。

2 推進プラン（第4期）の取組方針

「生物多様性国家戦略2023-2030」では、ネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略が設定されたことから、第4期推進プランでは三重県の自然や社会的条件をふまえて、「30by30目標」の達成に向けて、保護地域だけではなくOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）による保全の取組の推進を明記するなど、以下の3つの取組方針を整理しました。

【取組方針1】生物多様性の保全

生態系、種、遺伝子の多様性確保のためには、さまざまな生物の生息・生育空間をつないだネットワーク（生態系ネッ

トワーク）を形成することが必要であることから、法的規制による重要な自然環境や野生生物の保全に加えて、OECMの考え方に基づいた法的規制された保護地域以外における保全も進めます。

また、気候変動や外来種の侵入等による生物多様性に対する負の影響の最小化を目指します。

【取組方針2】適正な自然の活用

多様な生態系からもたらされる恩恵を持続的に享受するため、担い手の確保による農林水産業の持続的な発展や農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生、野生鳥獣との共生を目指すとともに、自然の恵みを活かした地域づくりを推進します。

また、公共事業を実施する際は、防災機能との調和を図りながら自然環境に配慮して行うとともに、開発行為に対しては、生息・生育地への影響の回避や低減等の配慮により、適切な保全が図られるよう取り組みます。

【取組方針3】保全と活用のための環境づくり

県民一人ひとりが生物多様性について、教育や自然体験の機会を通じて理解を高め、社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための普及啓発や基盤整備等の支援を行います。

また、地域における自然環境保全活動の裾野を広げるため、専門家や事業者、行政等さまざまな主体の連携・協働による保全活動を促進します。

3 今後の取組

これらの取組方針に基づき、引き続き、県民、事業者、NPO等民間活動団体等と連携しながら、保護地域以外や希少種ではない生物の保全など、新たな施策にも取り組んでいくことで生態系ネットワークの形成を促進していきます。

V 「認定NPO法人森林の風」が内閣総理大臣表彰を受賞しました

菰野町を拠点に活動する認定特定非営利活動法人森林（もり）の風（以下、「森林の風」という。）が令和6年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰を受賞しました。

1 緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰

緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰は、緑化活動の推進や緑化思想の普及啓発に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するもので、昭和59年から毎年実施されています。当表彰は、前年度末までに国指定の賞を受賞し、受賞後も活動を継続していることが推薦の要件となっています。

森林の風は、内閣総理大臣表彰の推薦要件である「ふれあいの森林づくり表彰」

（主催：公益社団法人国土緑化推進機構）の国土緑化推進機構会長賞を令和2年度に三重県で初めて受賞したほか、緑化や森づくり関係のコンクールにおいて多くの賞を受賞しています。

また、森林の風の活動が、地域の森林再生に寄与し、山づくりを通じた地域内外の交流によって、広く緑化意識の醸成に貢献したものと高く評価されたことから、今回の受賞となりました。

なお、三重県の関係者が同賞を受賞するのは平成16年以来、20年ぶりになります。

令和6年4月26日には、天皇皇后両陛下の御臨席のもと開催された第18回「みどりの式典」（主催：内閣府）において、令和6年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰が行われ、森林の風に表彰状が授与されました。



森林の風の皆さん（森林の風提供）

2 認定NPO法人森林の風の実践内容

森林の風は、地域の森林の再生を目指して平成17年1月に結成され、令和6年で活動20年目を迎えています。

北勢地域を中心に約100haの森林で、間伐・植栽等の森林整備を実施し、都市域の住民も巻き込みながら、年間約180日、総参加者人数3,300人を超える規模で活動しています。

（1）実践林業

間伐を中心に、境界線確定、簡易測量、間伐材マーキング、樹木調査、枝打ち、林内整備、作業歩道整備など、「森林所有者」と「地元森林組合」との協調した活動を計画的に行っています。

（2）企業の森の取組

三重県が推進する「企業の森」は、県が市町や森林組合、NPO等と連携して、森林所有者と企業を「マッチング」し、企業による森林づくり活動をサポートする取組です。

森林の風は、この「企業の森」制度によって、地域内外の企業10社以上と連携しながら、森林づくりについての専門性を活かし、桑名市や亀山市、東員町、菰野町の里山や人工林において、作業の指導・監督や整備に取り組んでいます。

（3）人材育成・森林教育

地域の森林を守り継いでいくために、「まちのきこり人育成講座」や専門家の指導を受ける「レベルアップ講習会」による人材の育成や小学校等への出前講座による森林教育も実施しています。

3 今後への期待

森林の風は、多岐にわたる活動を通して、地域の森林保全や人材育成に貢献してこられました。

引き続き、「企業の森」のパートナーとして、三重県の森を未来に引き継いでいくための活動に取り組んでいただくことを期待しています。

第2章 実施状況

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)	令和10年度目標 (2028年度)
公益的機能増進 森林整備面積(累計)	10,900ha	9,783ha	30,300ha
山地災害危険地区 整備着手地区数(累計)	2,259地区	2,268地区	2,359地区
新植地の被害率(獣害)	-	3.1%	0%
森林境界明確化面積(累計)	38,000ha	34,156ha	60,000ha

【令和5年度評価】

(1) 公益的機能増進森林整備面積

森林環境創造事業、治山事業、みえ森と緑の県民税及び森林環境譲与税を活用した事業等により、公益的機能の増進を目的として、森林整備を2,265ha実施しました。この結果、公益的機能増進森林整備面積の令和5年度実績(累計)は9,783haとなり、同年度目標値である10,900haには達しませんでした。

なお、市町における森林環境譲与税を活用した森林整備の本格化により、単年度での公益的機能増進森林整備面積は、年々増加しています。

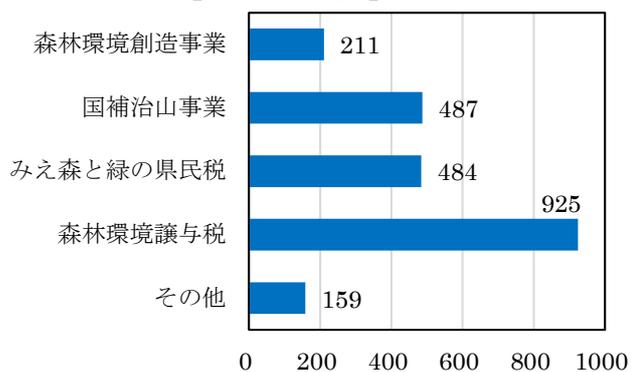
森林環境譲与税及び森林経営管理制度の開始から5年が経過し、多くの市町が森林所有者に対する意向調査や経営管理権集積計画の作成等に取り組んでいるところです。今後は、森林整備をさらに本格化させていけるよう、各市町の取組段階や課題に応じたきめ細かな支援を進めていくことが必要です。

このため、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、みえ森林経営管理支援センターと各農林(水産)事務所との密接な連携のもと、森林環境譲与税を活用した事業の提案など、市町ごとの進度に応じて支援内容のさらなる充実を図ります。

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、森林環境譲与税を活用した施策の立案

指標：公益的機能増進森林整備面積
(単位：ha)

【令和5年度】



をサポートする市町職員講座を開催するなど、市町の実施体制の充実に取り組んでいきます。

(2) 山地災害危険地区整備着手地区数

山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しており、令和5年度末時点で山腹崩壊危険地区2,089地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区2,090地区の計4,192地区が選定されています。

「山地災害危険地区」における災害の発生を防止するため、令和5年度は、新たに20地区において治山ダム等の整備に着手したところであり、令和5年度末時点の着手地区数は2,268地区となり、同年度目標値である2,259地区を上回っています。

今後も引き続き、山地災害等から県民の生命・財産を守るため、治山事業等により必要な施設や森林の整備を進めていきます。

(3) 新植地の被害率

みえ森と緑の県民税を活用した森林再生力強化対策事業の実施箇所における獣害被害状況を調査した結果、令和5年度末時点の被害率は、3.1%でした。

シカによる新植地の食害は、森林所有者の経営意欲に大きく影響することから、令和10年度目標値（被害率0%）の達成に向け、引き続き、防護柵の設置等、新植地の被害防止対策を支援するとともに、林業研究所において、効果的な防護柵の設置・管理方法や捕獲技術に関する検証を進めていきます。

(4) 森林境界明確化面積

森林環境譲与税の活用等により、各市町において森林整備等を行うにあたって必須となる森林境界の明確化が進められた結果、令和5年度末時点での森林境界明確化面積（累計）は、前年度から2,125ha増加して34,156haとなり令和5年度目標値（38,000ha）に対する達成率は89.9%となりました。

令和10年度目標値（60,000ha）の達成に向けて、森林整備地域活動支援交付金を活用した取組の推進に加え、森林環境譲与税及び森林経営管理制度による明確化がこれまで以上に進むよう、市町の取組を支援していきます。

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

【基本施策 1 - (1)】

「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を進めるとともに、広葉樹の森づくりや里山の整備等、多様な森林づくりを進めます。

(1) 持続可能な森林づくり

「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のサイクルを確実なものとするため、森林資源の有効利用を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、植栽本数の見直し等を行うほか、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めます。

【令和 5 年度の取組】

持続可能な森林づくりに向けて、令和 5 年度は、生産林において、国補造林事業により、間伐640ha、植栽54ha、下刈123ha、枝打ち 6 ha等、また、県単造林事業により、間伐154ha、下刈 7 ha等を実施しました。このほか、間伐については、治山事業で396ha、林業・木材産業循環成長対策事業等の非公共事業で144ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業等で75ha実施するとともに、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター」において548ha実施されるなど、生産林全体の間伐面積は 2,708haとなりました。



皆伐地における植栽後の状況

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造が違うなど、多様な森林を育成し、水源かん養や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林づくりを進めます。

【令和 5 年度の取組】

森林環境創造事業により、環境林における間伐211haを実施しました。このほか、治山事業で91ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業で55ha、森林環境譲与税を活用した市町単独事業で607haの間伐を実施するなど、環境林全体の間伐面積は計1,198haとなりました。

なお、令和 5 年度における生産林と環境林合わせて、植栽や下刈、間伐等の合計森林整備面積は4,512haとなりました。

(3) 多様な森林づくり

木質バイオマス用途や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的に応じた多様な生産林の整備を進めるほか、地域の実情に応じて、地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。

【令和 5 年度の取組】

林業研究所では、多様な森林づくりを進めるため、早生樹であるコウヨウザンを県内で造林するための研究を進めています。

県内に 2 か所の植栽試験地を設定し、従来樹種との比較と、環境要因や苗木の特性が成長に与える影響を調査しました。

その結果、コウヨウザン苗木の樹高成長には、植栽直後の樹高や形状比よりも、水分条件や光環境の要因の影響が大きいことがわかりました。また、苗木の活着率が非常に高く、地上部が枯れても根元部から容易に再生する様子が確認できたことから、萌芽更新による再造林コストの縮減効果が期待されます。



コウヨウザンの植栽試験地

【基本施策1－(2)】

県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や保安林制度、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

(1) 災害に強い森林づくりの推進

荒廃森林の復旧や山地災害の未然防止など、県民生活の安全・安心を確保するため、治山施設や森林の整備等を進めます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や溪流内に異常に堆積した土砂や流木の撤去等を行います。

【令和5年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しました。

令和5年度末現在、山腹崩壊危険地区は2,089地区、地すべり危険地区は13地区、崩壊土砂流出危険地区は2,090地区となっており、これらの山地災害危険地区における

治山事業の着手率は54.1%となりました。

山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象に、健全な成長を促進させるための本数調整伐(間伐)487haを実施しました。

また、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、11市町、28箇所において、流木となるおそれのある危険木4,334 m^3 の除去と、溪流沿いの森林で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐130haを実施しました。

さらに、土砂・流木緊急除去事業では、2町、2箇所において、溪流内に異常に堆積して流出する恐れのある土砂181 m^3 と、15 m^3 の流木の除去を行いました。

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、鳥羽市等、18市町が人家裏や通学路沿いの危険木の除去に取り組むとともに、流域防災機能強化対策事業により、12市町において、流域の防災機能の強化を図るための調整伐316haが実施されました。

また、台風等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採について、松阪市等、10市町で実施され、3,884本の危険木が事前伐採されました。



電線近くの危険木の事前伐採(四日市市)

(2) 森林の保全と保安林制度の推進

森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めるとともに、水源のかん養や山地災害の防止等、重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進等、保安林制度の適正な運用に努めます。

また、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき、水源地域内の土地取引の事前届出制度等の的確な運用と、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

【令和5年度の取組】

令和5年度末時点で、県内の森林面積の約34%にあたる126,470haの森林を保安林に指定しています。

また、林地開発については、令和5年度に4件、27.6haの申請を許可しています。

＜三重県における保安林の指定状況＞

区分	面積(ha)	比率
水源かん養	80,852	63.9%
土砂流出防備	43,076	34.1%
土砂崩壊防備	179	0.1%
防風	172	0.1%
潮害防備	6	0%
干害防備	20	0%
防火	13	0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	24	0%
航行目標	6	0%
保健	※10,525	1.1%
風致	79	0.1%
計	126,470	100.0%

※重複指定があるため計は一致しない。

水源地域内の土地取引の事前届出制度については、条例が目的とする水源のかん養機能の維持増進とあわせて周知することにより、届出の必要性の理解促進に努めまし

た。なお、令和5年度の条例に基づく届出件数は144件でした。

(3) 森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施

松くい虫による「保全すべき松林」への被害拡大の防止や、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法等の情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう市町に対して指導及び情報提供を行います。

また、林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

【令和5年度の取組】

松くい虫防除対策として、市町において、みえ森と緑の県民税等を活用した薬剤散布による予防措置24ha、被害木を伐倒処理する駆除措置56m³が実施されました。

＜松くい虫による被害状況＞

区分	面積(ha)	材積(m ³)
平成30年度	713	2,123
令和元年度	256	780
令和2年度	220	296
令和3年度	216	262
令和4年度	215	275
令和5年度	193	200

また、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損等の被害が発生していることから、県内の被害状況を継続して調査しました。

さらに、山火事予防運動の一環としてポスター掲示等を行い、林野火災予防の啓発を行いました。

(4) 野生鳥獣による被害の軽減

ニホンジカ等による森林への被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合等との連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めるほか、ICTを

活用した新たな捕獲技術を普及し、捕獲を促進します。

【令和5年度の取組】

令和5年度の野生鳥獣による林業被害額は1億976万円で、そのほとんどがニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害でした。

植栽木への被害を防止するため、植林地における防護柵やチューブ等の設置を支援しており、造林事業により、防護柵約35kmを設置しました。

また、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した森林再生力強化対策事業により、植林地における獣害防止施設の設置への支援を強化しました。

さらに、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減に向け、捕獲圧を上げ、ニホンジカの生息密度を低減させるため、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づき、ニホンジカの狩猟期間の延長を行っています。

加えて、林業研究所では、ニホンジカの生息密度が比較的高い集落をモデル地区として設定し、ニホンジカ捕獲の実証試験として、捕獲の強度によるニホンジカの出現頻度や生息密度の変化を調査しています。併せて、効率的なニホンジカの捕獲方法も検討しています。



自動撮影カメラで撮影されたニホンジカ

【基本施策1-(3)】

森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。また、効果的かつ効率的な森林整備

が進められるよう、森林GIS等による正確な森林情報(所有者、森林境界、資源内容、施業履歴等)の把握と活用を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、森林環境譲与税の導入や「森林経営管理法」の施行を受け、今後、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となることから、これらの新たな動きに円滑に対応できるよう市町をサポートします。

(1) 国・市町等と連携した森林管理の推進

県内4流域(北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野)の地域森林計画、及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。

また、市町が「森林環境譲与税」を活用した新たな森林管理システムを円滑に実施し、着実に森林整備を進めていけるよう、地域の実情に応じたきめ細かな協力・支援に努めます。

【令和5年度の取組】

南伊勢森林計画区において地域森林計画を樹立するとともに、北伊勢・伊賀・尾鷲熊野地域森林計画の変更を行いました。

また、森林経営管理制度に基づき、市町が行う森林整備事業の推進を支援するため、令和元年度から、みえ森林経営管理支援センターに、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置して、市町担当者向けの研修会の開催や相談対応、巡回指導等を行っています。この取組の結果、令和5年度末までに、21市町で森林所有者に対する意向調査が行われ、12市町が経営管理権集積計画を作成し、このうち10市町で市町村森林経営管理事業が実施されました。



みえ森林経営管理支援センターによる支援
(市町担当者研修会)

(2) 森林資源データの整備と情報提供

市町が森林整備や境界明確化等を効果的に進められるよう、航空レーザ測量により取得した情報や解析データ等の詳細な森林資源情報、精度の高い3次元地形データを森林クラウドで共有するなど、市町の森林管理を支援していきます。

【令和5年度の取組】

桑名市、いなべ市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、伊賀市、名張市で新たに約993km²の航空レーザ測量成果の解析を実施し、これまでに19市町2,864km²で詳細な森林資源や地形等の森林情報を整備しました。

また、市町や林業事業者が効率的な施業を実施できるよう、詳細な森林資源情報や精度の高い地形データの活用方法について、みえ森林・林業アカデミーの講座や森林クラウドに関する研修等において普及を行いました。

(3) 森林の公有林化等による公的管理

特定水源地域等の公益的機能の重要な森林のうち、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化等、公的な管理を促進します。

県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

【令和5年度の取組】

早期に整備を行う必要があるものの、林業経営に適さず森林所有者による管理が困難な森林において、7市町が森林環境譲与税を活用し、森林所有者等と協定を結んで行う森林整備が実施されました。



協定に基づく森林整備後の森林（熊野市）

(4) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

森林整備による土砂流出や流木発生抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【令和5年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業の事業効果検証のため、令和元年度より以下の調査を実施しています。

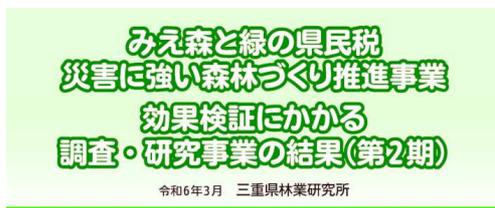
- ① 山腹部における調整伐後の斜面安定効果を検証するための樹木根系による斜面安定効果調査
- ② 山腹部、溪岸部における調整伐の成長促進効果等を検証するためのドローンを用いた森林モニタリング調査
- ③ 溪流部における危険木除去による流木発生抑制効果を検証するための整備森林における危険木発生状況調査

令和5年度は、みえ森と緑の県民税第2期制度（令和元～5年度）の最終年度であることから、上記項目の調査・研究に加え、

これまでに得られたデータの最終的な解析を実施しました。

その結果、災害に強い森林づくり推進事業の実施により斜面の崩壊防止力が増加していることや、土砂流出や流木の発生を抑制する効果が持続的に発揮されていることが示され、各調査・研究項目について、事業効果が得られていることを確認しました。

これらの解析結果の詳細については、パンフレット「みえ森と緑の県民税 災害に強い森林づくり推進事業 効果検証にかかる調査・研究事業の結果(第2期)」にとりまとめ、印刷物発行とウェブにより公開しました。



「みえ森と緑の県民税」を活用して実施している災害に強い森林づくり推進事業（災害脆弱森林整備事業）では、事業効果を検証するための調査・研究を行っています。本冊子では第2期（平成31年（2019年）4月～令和6年（2024年）3月）に行った調査・研究の結果を紹介します。

1. 災害に強い森林づくり推進事業による森林整備の概要

事業では、整備区域を下記の3つのエリアに分けて、森林整備を進めています。

整備前 **整備後**

土砂流出発生時の水深 土砂止

山腹部(深流部) 深流部(1) 深流部(2) 山腹部(2) 山腹部(1) 深流部(1) 深流部(2) 山腹部(1)

(1) 深流部→「流木発生抑制」のための整備
流木の発生源とならないよう、豪雨時等に流出する恐れのある深流内の流木や倒木などの危険木を除去します。

(2) 深岸部→「流木・土砂等流下緩衝」のための整備
流下する流木や土砂、小規模な土砂流等の捕捉・減速を促進するため、調整役^{※1}により両側面径30cm以上の立木を育成します。
※1 立木の密度を緩和し、成長を促進するための伐替伐り

(3) 山腹部→「流木・土砂等流出抑制」のための整備
倒木や土砂等の深流への流出を抑制するため、樹木根系による支持機能を向上させ、斜面の安定を図る森林整備(調整役、土砂止設置^{※2})を行います。
※2 調整役で伐倒した木を等価換算方向に積置いたもの

1
発行したパンフレット

Ⅱ 基本方針 2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)	令和10年度目標 (2028年度)
県産材素材生産量	415千m ³	452千m ³	430千m ³
林業人材育成人数(累計)	320人	303人	645人
製材・合板需要の県産材率	50.0%	56.4%	60.0%

【令和5年度評価】

(1) 県産材素材生産量

令和5年度は、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、間伐や路網整備への支援、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成を進めたことなどにより、素材生産量が452千m³と増大し、目標の415千m³を達成することができました。

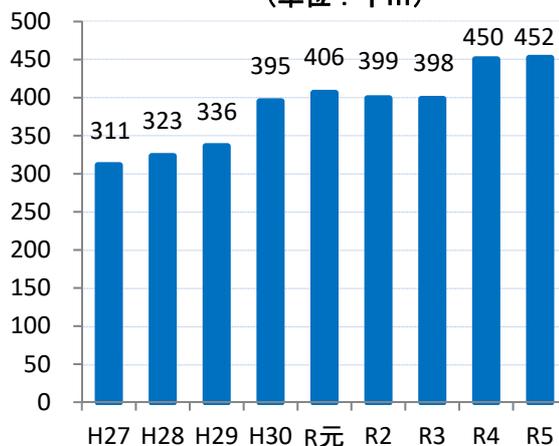
木材の用途別の生産量では、建築用材となる製材用は158千m³（前年対比82.7%）に減少しましたが、製紙等向け木材チップ用は86千m³（前年対比143.3%）となり昨年度より増加しました。

また、合板用については、県内大型合板工場への県産材の供給量が増加し、88千m³（対前年比115.8%）となりました。

今後は、川下からのニーズの多様化や需要の増加にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者と連携したサプライチェーンのネットワーク化や連携体制のさらなる充実を図ります。

また、川上側では、林業生産コストを低減するため、低密度植栽の普及等により低コスト造林を推進するとともに、ICTを活用した林業作業の省力化、効率化など、林業のスマート化への支援に取り組んでいきます。

指標：県産材素材生産量
(単位：千m³)



(2) 林業人材育成人数

みえ森林・林業アカデミーにおいて実施したディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コース、林業体験講座、市町職員を対象とした市町職員講座等により、令和5年度は63人の林業人材を育成し、累計で303人となりました。

今後も引き続き、新たな視点や多様な経営感覚を備えた人材を確保・育成していくため、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携して、新規就業者の確保にも注力して取組を進めていきます。

(3) 製材・合板需要の県産材率

製材工場等において取り扱う原木について、外国産材・県外産材から県産材への転換を促すため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化等に取り組んだ結果、製材・合板需要の県産材率は、前年度から増加し、56.4%となりました。

今後も、製材・合板工場における県産材の活用を促進するため、県産材供給体制の構築に向けた研修会を開催するとともに、材工分離発注による県産材の調達手法を関係事業者間で共有するなど、引き続き、製材・合板需要の県産材率の増加に向けた取組を進めていきます。

Ⅱ 基本方針 2 林業の持続的発展

【基本施策 2 - (1)】

林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を活性化するため、循環型林業の実現に向けた取組を進めるほか、施業の集約化や基盤整備等による生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

(1) 森林施業の集約化の促進

森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけや、森林経営管理制度に基づく、意欲と能力のある林業経営者への再委託等により、施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。

また、森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。

【令和5年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るとともに、期間が満了する計画の更新を促進するため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者等の計画作成を支援した結果、令和5年度末時点での森林経営計画作成面積は44,098haとなりました。

また、森林経営管理制度に基づき集積した森林の経営管理の受け皿として、9事業者を意欲と能力のある民間事業者に選定・公表し、合計23事業者となりました。

(2) 多様な原木の安定供給体制の構築

製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに、地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。

また、中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離等による原木流通の効率化や低コスト化

を図ります。

【令和5年度の取組】

多様な原木の安定供給を図るため、搬出間伐や一貫作業システム等の低コスト造林による主伐を促進するとともに、森林作業道等の基盤整備に対して支援を行いました。

また、県内6か所の木質バイオマス発電所や大型合板工場に対して原木（B材・C材）を安定的に供給するため、搬出間伐や路網整備を支援しました。

(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化

素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道等の路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。

また、航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、原木流通システムのICT化を進めることで林業のスマート化を図ります。

【令和5年度の取組】

林道事業により、津市ほか8市町において、林道開設11路線15工区、法面保護や橋梁補修等の林道改良11箇所を整備を実施・支援するとともに、令和5年6月豪雨等により被災した林道施設の復旧を支援しました。



林道開設 鶴ガ坂線（度会町）

また、造林事業等により、森林作業道56,501mを開設することで搬出コストの低減を図り、競争力強化を促進しました。

さらに、林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、桑名市、いなべ市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、伊賀市、名張市において、航空レーザ測量成果の解析を実施し、正確な森林資源情報を把握したほか、低消費電力かつ長距離通信技術であるLPWA通信環境を構築したモデル地区を新たに1地区設定し、当該地区において労働安全性や生産性の向上に向けたスマート技術の導入を支援しました。

加えて、スマート林業に関する技術や効果等を林業関係者間で広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」において、ICT等の技術の活用方法や労働安全の向上等に関する検討部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

（４）多様な収入源の創出

林業だけでなく、農業や観光業、自然体験等さまざまな業種を複合的に組み合わせた中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。

また、森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した新商品の開発等を促進します。

【令和5年度の取組】

みえ森林・林業アカデミーにおいて、自らプロジェクトを企画・実践するディレクター育成コース2年目の受講生が、地域の里山を活用したプロジェクトを企画・実践しました。

このプロジェクトの主な取組として、地域の魅力に気づき、森林・林業に対する興味関心を育むとともに、地域の観光コンテンツの一つとして定着することをめざして、地域の身近な里山林である鎮守の森を活用し、子供向けの自然体験イベントや森林教育を行いました。

（５）特用林産の振興

安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。

また、きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこの等の情報提供を行います。

【令和5年度の取組】

安全・安心な県産きのこの普及を図るため、移動林業研究所等の行事を通じて「みえの安心食材表示制度」の紹介や県産きのこのPRを行いました。

また、林業研究所において、シイタケ等のきのこ類よりも子実体の発生温度が高く、夏季に低コストで生産可能な品種として、ウスヒラタケを選定し、省力的な生産技術の開発等に取り組みました。

さらに、生産資材価格の高騰によるきのこ生産者の経営への影響緩和のため、次期生産に必要な生産資材の価格上昇額の一部を支援しました。



ウスヒラタケの栽培試験

（６）効率的な林業生産活動のための研究

育林コストを下げるため、初期成長がよいとされるスギ・ヒノキ特定母樹を用いたコンテナ苗等の育苗技術や、早生樹の育林技術の確立に取り組みます。

また、安全で効率的な木材生産を行うための森林作業道の作設技術や、林業機械を使用した作業システムの開発に取り組みます。

【令和5年度の取組】

林業研究所では、高品質なスギ・ヒノキのコンテナ苗を低コストで生産する技術の開発を行っており、令和5年度は、育苗容器の形状や材質が、植栽後の根の伸長能力に与える影響について試験を行いました。

その結果、繊維製容器は、樹脂製容器よりも用土が空気に触れやすい分、根の伸長が良く、植栽後の根の伸長がより期待できるコンテナ苗を生産できることがわかりました。

また、素材生産作業の生産性向上を目的に、工程管理に必要な作業量を記録する最適な作業日報の様式及び記録方法を検証しました。県内の素材生産作業現場において、時間観測調査の集計値と作業日報記録値との差を3箇所の調査地間で比較したところ、代表者が各作業者に作業量を聞き取って記録していた調査地で差異が小さいことや、m³単位で記録していた調査地で差異が大きい日があったこと、台数、車数では集計値と記録値とが一致することが多かったことから、リアルタイムでの情報共有や本数等のわかりやすい単位での記録が重要であると考えられました。この調査結果を参考に、素材生産現場での工程管理や分析を行うための「作業日報入力分析支援ツール」を作成しました。

【基本施策2－(2)】

森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組めます。

また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくりを進めます。

(1) 林業の担い手の育成・確保

林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や都市部の就業希望者等に対して林

業への就業等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。

また、みえ森林・林業アカデミーでは、新たな視点や多様な経営感覚及び科学的な知見を備える人材を育成するため、職場における役割や生涯を通じたキャリアデザインに対応する充実したカリキュラムを実施していきます。

【令和5年度の取組】

林業の新規就業者の確保を図るため、首都圏での就業・就職フェア等において、林業就業希望者に対して相談対応(88人)を行ったほか、就業希望者を対象とした林業体験講座やインターンシップ、高校生への林業職場体験研修(5校・20人)を実施しました。

<新規林業就業者数の推移>

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人数	38	37	31	36	28	34

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、各種講座を開催したところ、ディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コースに、県内外から新たに25名が参加したほか、人家裏等の危険木を安全に伐採するための高度な技術を習得する「特殊伐採講座」等の選択講座に、延べ114名の参加がありました。



プレーヤー育成コースにおける講座(伐倒技術)

（２）地域を担う多様な人づくり

林業は中山間地域の仕事の場の創出や定住促進等、地域を活性化するために欠かすことができない産業であることから、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。

また、障がい者が多様な担い手として活躍できるよう木工分野等において福祉事業所との連携等に取り組みます。

【令和５年度の取組】

みえ森林・林業アカデミーのディレクター育成コースにおいて、１年目の受講生９名が森林・林業・木材産業の先進事例をはじめ、経営や安全、環境、地域経済の活性化等の幅広い分野について学びました。一方、２年目を迎えた受講生４名は、地域や組織の課題解決や新たなビジネス創出の仕組みづくり等のプロジェクトの企画に取り組みました。

また、林業事業体における施設外就労等の促進や障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、林業と福祉をつなぐコーディネーターを新たに１名育成し、累計で８名となりました。コーディネーターによる林業と福祉のマッチング活動により、木工品の研磨作業を福祉事業者での実施につなげるなど、７件の活動支援を行いました。

（３）林業事業体の育成と経営力の向上

地域林業の中核的な役割を担う林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。

また、森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や、みえ森林・林業アカデミー等による人材育成を通じて、事業体の育成・確保を図ります。

【令和５年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業主が策定する、労働環境の改善や事業の合理化等を図るための「改善計画」について、６事業体の認定を行いました。この結果、令和５年度末時点で５０の事業体が知

事による改善計画の認定を受けています。

【基本施策２－（３）】

県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅建築をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、県産材の信頼性の向上や木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築等を進めます。

（１）県産材の需要拡大

県産無垢材の表面品質の高さや、尾鷲ヒノキ、波瀬地域のスギ等、県内のブランド材の魅力をアピールし、付加価値の高い製品の販売展開を促進します。

また、木材の輸出を促進するため、中国、韓国、台湾等におけるニーズの的確な把握や、輸出用原木・製品の安定供給に向けた取組を促進します。

さらに、生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる体制の整備を検討するとともに、公共工事における県産材の利用を促進します。

【令和５年度の取組】

さまざまな形で暮らしの中に木材が取り入れられている社会づくりを進めていくため、県民が暮らしに取り入れたいと思う魅力ある新たな県産木製品を募集、選定する「みえの木製品コンテスト2023」を開催し、選定された木製品を三重県「木づかい宣言」登録事業者の事務所や店舗等で展示を行い、広く県民に向けてPRを行いました。

また、首都圏等において付加価値の高い県産材の販路拡大を図るため、首都圏の自治体や民間団体からの情報収集を行うとともに、木材関係団体と連携して、建築・建材関係の展示会等に出展（２回）し、県産材のPRを行いました。



県産材を活用した内装材等のPR
(ジャパンホーム&ビルディングショー2023 東京ビッグサイト)

さらに、新たに輸出に取り組みたいと考える事業者を対象に、「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」の事業や国等の補助事業、林産物の輸出の現状等に関する研修会を開催し、事業者の輸出に関する知識及び意欲向上を図りました。

加えて、県の公共土木工事においても県産材利用を進め、治山、林道工事で1,572㎡の県産材を使用しました。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJAS材の普及による県産材の品質向上に努めます。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」への対応等、県産材の合法性確保に向け、FSC等の認証制度の普及促進を図るなど、関係事業者への情報発信を進めるとともに、製材品を必要な時に必要な量だけ納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外国産材・県外産材から三重県産材への転換に向けた取組を促進します。

【令和5年度の取組】

品質・規格が明確な「三重の木」認証材等、良質な県産材の普及を促進するため、建築関係者や木材関係者が参加する研修会において、県内の木材製品の紹介を行いました。

(3) 住宅建設における木材利用の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。

また、今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。

【令和5年度の取組】

住宅等における「三重の木」等の需要拡大を図るため、工務店、建築設計士と連携し、消費者に対して県産材を使用する意義等をPRするイベントを5回行いました。

また、県内の住宅及び非住宅に県産材を目に見える形で活用した優良な建築物に関わった者を表彰する「みえの木建築コンクール」を開催し、県産材の使用事例のPRに取り組みました。



第2回みえの木建築コンクール表彰式（林業研究所）

(4) 中・大規模施設等の木材利用の促進

CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。

また、建築基準法の改正や「森林環境譲与税」の導入を契機に都市域において公共施設等における木材利用が進むことが想定されるため、このような動きを見据え、事業者等と連携して発注者に対する働きかけを進めます。

【令和5年度の取組】

中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の相談や提案ができる建築士を養成するため、県内の一級建築士を対象に、中大規模建築物の木造設計に必要な知識や技術を取得するための「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、一級建築士6名が本講座を修了しました。併せて、行政職員を対象に、公共建築物の木造・木質化に関する基礎的な知識を取得することを目的とした研修会を開催し、県・市町の営繕担当・事業課担当職員17名が参加しました。

また、非住宅建築物における県産材需要を獲得するとともに、県内設計士の木造設計に関する技術力向上を図るため、新たに「木造非住宅設計支援事業」を創設し、県産材を利用した民間の木造非住宅建築物の設計支援を行いました。

さらに、木造・木質化に向けた相談窓口を設置し、10件の相談対応を行うなど、県内の公共建築物等における県産材の利用拡大に取り組みました。

公共建築物等における県産材の利用実績は、県立特別支援学校寄宿舎（津市）や熊野灘臨海公園 城ノ浜プール&ビーチ センターハウス（紀北町）等、県が整備した21施設において393.4m³、柏崎消防センター（大紀町）や川越町ボランティア活動拠点施設 ささえあい（川越町）等、市町などが整備した9施設において86.7m³となりました。



県立特別支援学校 寄宿舎（津市）



熊野灘臨海公園 城ノ浜プール&ビーチ センターハウス（紀北町）

（5）持続的な木質バイオマス利用の推進

地域林業の活性化や森林保全につながる未利用間伐材等の有効活用を図るため、木質バイオマス発電や熱利用など、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

また、効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進め、地域活性化にも資する「木の駅プロジェクト」を推進するなど、木質バイオマスの地産地消を促進します。

【令和5年度の取組】

県内では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく認可を受けた木質バイオマス発電所が6か所稼働しており、県内未利用間伐材等のエネルギー利用を進めています。

また、未利用の間伐材等を木質燃料等として有効活用するため、市町や森林組合、NPO等と連携して木の駅プロジェクトの取組を推進しました。

その結果、県内5地域の木の駅プロジェクトから、約2,900tの木材が出荷されました。

（6）新製品・新用途の研究・開発の促進

県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。

また、県内の林業事業者や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【令和5年度の取組】

林業研究所では、近年市場に流通する大径材の利用を促進するため、中大規模の非住宅建築物に大断面材をあらわしで使うための乾燥技術の開発に取り組んでおり、令和5年度は、スギ大断面正角材の生産におけるドラインセットや中温乾燥の条件の検証を行い、材色劣化や表面割れ、内部割れ等が少ない、材質の良い材を生産する技術について検討を行いました。

この結果、既往の平角（梁桁）材の乾燥試験では適正であった蒸煮8時間と高温セット18時間の組み合わせによるドラインセット条件では、表面セット効果が得られず、表面割れが発生しました。このため、大断面正角材に応じた適正なドラインセット条件を確立する必要があることがわかりました。また、梁桁材と同じく、大断面正角材を効率よく乾燥させるには、乾燥前の比重による選別が有効であることがわかりました。



スギ大径材

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)	令和10年度目標 (2028年度)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,549千人	1,360千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	23市町	20市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	200人・団体	204人・団体	300人・団体

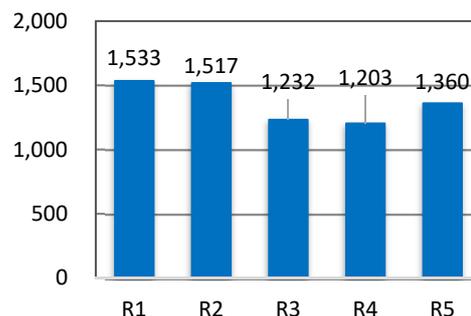
【令和5年度評価】

(1) 森林文化・自然体験施設等の利用者数

「三重県民の森」や「三重県上野森林公園」、「横山ビジターセンター」、「東海・近畿自然歩道」等の、森林文化・自然体験施設等の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復しつつあり、前年度から157千人増加し、1,360千人となりました。

今後も、森林文化及び森林環境教育の振興を図るため、安全で利用しやすい施設整備や、充実した森林教育プログラムの提供等に取り組み、森林や自然環境の大切さを学べる環境づくりを進めます。

指標：森林文化・自然体験施設等の利用者数(単位:千人)



(2) 森林環境教育支援市町数

みえ森と緑の県民税を活用した市町交付金事業による学校や地域での森林環境教育の取組、未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組等が各市町で実施され、森林教育に取り組んだ市町は、前年度から1市増加し、20市町となりました。

今後も、市町における森林教育を促進するため、プログラムの提案や指導者のあっせん等、森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めます。

(3) 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数

令和5年度末時点の「森のせんせい」登録者に、「みえ森づくりサポートセンター」で開催した指導者養成研修で養成した「森のせんせい候補生」を加えた結果、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数は、前年度から22人・団体増加して204人・団体となりました。

今後も、森林環境教育・木育指導者養成講座のカリキュラムの充実を図るとともに、放課後児童クラブの指導員など、新たな主体による森林教育の取組が進むよう働きかけを行います。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

【基本施策3－(1)】

森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組等、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 森林の文化的価値の保全及び活用

県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。

また、森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていること等、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。

【令和5年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用して、小中学生を対象とした「こども森の写真教室」を開催しました。

また、「第10回みえの森フォトコンテスト」を開催し、子ども達から応募のあった280作品から28点（小学校・中学校それぞれで、最優秀賞1点、優秀賞3点、入選10点）を入選作品として表彰し、公共施設やショッピングセンター等、県内各地で展示を行いました。

(2) 森林文化の体験と交流の促進

三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツアーの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。

【令和5年度の取組】

関係市町や「伊勢志摩国立公園エコツアーリズム推進協議会」と連携し、自然体験活

動の資質向上に向けて、地域資源の持続的な活用の推進等をめざした自然体験活動促進計画の策定を進めるとともに、ガイド能力向上のための研修会開催等の活動支援を行いました。

また、自然公園内の園地や自然歩道において、自然とふれあうイベントや体験ツアーを24回開催しました。



自然体験ツアーの開催（大台町）

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

【令和5年度の取組】

自然環境保全団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するための制度を推進し、令和5年度末時点で、自然観察会等を行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」の認証団体数は7団体、里山の管理作業等の活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」の認定団体数は43団体となりました。

また、里山林の保全管理や森林資源の活用を行う活動団体を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用して、

5 団体が4.6haの森林整備や竹林整備を実施しました。

さらに、暮らしに身近な森林づくりを推進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、伊賀市等、5市町で里山や竹林の整備が行われました。

（４）森林文化の継承

伊勢神宮や熊野古道等、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。

また、木を活用する伝統産業等、「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【令和5年度の取組】

「公益社団法人三重県緑化推進協会」による緑地等適正管理事業として、「日本樹木医会三重県支部」の協力を得て、市町等の要請に応じ、南伊勢町のイチョウ等、11市町（21箇所）で、巨樹・古木や学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。



緑地等適正管理事業（いなべ市大安町 大井田の桜並木）

【基本施策3－（2）】

森林環境教育・木育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽に触れあえる環境の整備や学習機会の提供、森林環境教育等の指導者の育成等を行います。

（１）森林環境教育・木育に関わる「人づくり」

県民の皆さんの森林の公益的機能や木育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。

また、豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林環境教育・木育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップや、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

【令和5年度の取組】

「みえ森づくりサポートセンター」において、森林教育や森づくり活動に関する相談対応や森林教育活動のコーディネート、出前授業、指導者の育成（指導者養成講座の開催）等を行っており、森林教育の指導者を育成するための講座を10回開催するとともに、県内の小学校など11箇所で、森林教育の活動支援（出前授業）を行いました。

（２）森林環境教育・木育に関わる「場づくり」

県民の皆さんが、気軽に森林・林業に触れ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して森林環境教育・木育の場の設置や確保を進めます。

また、森林環境教育・木育を受ける機会を増やすため、森林公園等を活用した体験活動の充実や放課後児童クラブ、幼稚園や保育園での森林環境教育・木育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した野外体験保育の取組の拡大に努めます。

【令和5年度の取組】

「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れ等を進めるとともに、「三重県民の森」で105回、「三重県上野森林公園」で146回の自然観察会等を開催したほか、各種研修会等の場として活用されました。

また、市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、四日市市等、16市町が教育文化施設に木製備品を導入するなど、森と人をつなぐ学びの場づくりに取り組まれました。

さらに、森林や木、木材の魅力に触れ、森林教育に気軽にアクセスできる施設として、津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、川越町、度会町に所在する子育て支援センターなど15施設を「みえ森林教育ステーション」に認定しました。



みえ森林教育ステーション（川越町）

（3）森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

学校における森林環境教育・木育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、段階的な教育をサポートする取組を進めます。

また、森林環境教育・木育を通じて、地域の未来を担う人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図ります。

【令和5年度の取組】

これまで取り組んできた森林環境教育や木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、教育・保育関係者をはじめ、参加者の皆さんが交流を図り、身近な木・森・自然から学び地域の人・

文化をつなぐ森林教育について考え話し合う場とすることを目的に「第2回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、松阪市等、15市町で、幼児・児童・生徒を対象とした森林教育が実施されました。



第2回みえ森林教育シンポジウム
（幼児教育・保育セッション）



尾鷲ヒノキ等を活用した保育園児等への山育事業
（尾鷲市）

Ⅳ 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)
森林づくり活動への参加団体数	119団体	119団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数(累計)	40者	43者	80者
三重の森林づくりへの関心度	40.0%	46.6% ※	50.0%

※令和5年度からアンケートの実施方法が変更となったため、令和5年度の実績値は傾向を把握するための参考数値となります。

【令和5年度評価】

(1) 森林づくり活動への参加団体数

県民による森林づくりを活性化するため、「みえ森づくりサポートセンター」登録団体や、みえ森と緑の県民税を活用する団体の活動を支援しました。

また、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の推進に取り組んだ結果、森林づくり活動への参加団体数は、令和5年度末時点で119団体となりました。

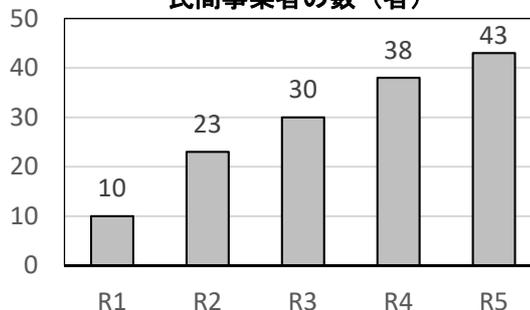
今後も、森林づくりを社会全体で支えていくため、森林ボランティア等への必要な情報提供・技術支援を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援していきます。

(2) 新たに木づかいに取り組む 民間事業者等の数

観光業界や飲食店等に働きかけを行ったところ、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数が5者増加し、令和5年度末時点で43者となりました。

今後も、民間事業者による県産材の積極的な利用を通じて、県内全域に「木づかい」を広げていきます。

指標：新たに木づかいに取り組む
民間事業者の数(者)



(3) 三重の森林づくりへの関心度

三重の森林づくりへの関心度について、アンケート調査を行ったところ、46.6%の方が「関心がある」と回答しました。

今後も引き続き、県の行う森林・林業施策への関心を高め、県民の意識醸成に向けた取組を進めていきます。

IV 基本方針4 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

【基本施策4－(1)】

県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境を整備します。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。

また、「企業の森」活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民や学校との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。

<「企業の森」の実績(令和6年3月末時点)>

開始年度	企業名(活動地)	面積(ha)
平成18	シャープ(株)三重工場(多気町)	2.17
平成19	損害保険ジャパン日本興亜(株)(津市)	0.41
平成20	(株)百五銀行(津市)	0.54
平成21	エレコム(株)(尾鷲市)、三菱重工サーマルシステムズ(株)(紀北町)	18.70
平成22	住友理工(株)(松阪市)、清水建設(株)(松阪市)、NTN(株)桑名製作所(桑名市)、NTT西日本(株)三重支店(津市)	14.29
平成23	エレコム(株)(志摩市)	8.15
平成26	味の素AGF(株)(亀山市)、TOYO TIRE(株)桑名工場(東員町)	21.65
平成28	東邦ガス(株)(大台町)	0.62
平成29	トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)コメダ(菰野町)、井村屋グループ(株)(津市)、(株)ホンダロジスティクス(菰野町)	46.60
平成30	(株)百五銀行(多気町)、(株)エイチワン(亀山市)、(株)NTTドコモ東海支社(菰野町)	7.11
令和元	(株)宇城組(御浜町)、北越コーポレーション(株)紀州工場(紀宝町)	13.64
令和2	横浜ゴム(株)(度会町)	2.66
令和3	(株)鈴鹿(菰野町)	4.50
令和4	(株)ダイダン(菰野町)、(公財)ニッセイ緑の財団(津市)	6.96
令和5	本田技研工業(株)(菰野町)、テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(菰野町)、読売リサイクルネットワーク(多気町) オムロンヘルスケア(株)(松阪市)	8.86
計	30 箇所	156.86
活動終了	(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、プリマハム(株)(伊賀市)、全労済三重県本部(津市)、ネットヨタ三重(株)(松阪市)、シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)LIXIL(伊賀市)、三重中央開発(株)(伊賀市)、北越紀州製紙(株)紀州工場(熊野市)、四日市西ライオンズクラブ(菰野町)、住宅情報館(株)(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市)、中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菰野町)、津商工会議所(津市)、(株)百五銀行(津市)、横浜ゴム(株)三重工場(大紀町)、(株)第三銀行(松阪市)、(株)東芝(四日市市)、テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)、JAバンク三重(津市)、(一財)セブン-イレブン記念財団(津市)、(株)エイチワン(亀山市)、北越紀州製紙(株)紀州工場(紀宝町)、楽天(株)(菰野町)、JAバンク三重(大台町)、本田技研工業(株)(亀山市)、JAバンク三重(菰野町)、(公財)イオン環境財団(松阪市)、JAバンク三重(大紀町)	33箇所

【令和5年度の取組】

森林づくりを社会全体で支えていくため、菰野町、多気町及び松阪市において、新たに4件の「企業の森」の協定が締結され、企業による森林整備が進められました。

また、「みえ森づくりサポートセンター」において、森づくり活動団体等からの12件の相談に対応しました。

(2) 緑化活動の促進

県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

【令和5年度の取組】

「公益社団法人三重県緑化推進協会」と連携して、「緑の募金」街頭キャンペーン

を実施したほか、新聞や県広報等を活用し、緑化意識の啓発を図りました。

また、児童・生徒の緑化意識の醸成に向け、「公益社団法人三重県緑化推進協会」との共催で、「令和6年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」を開催しました。コンクールには、県内の小中学校38校から合計276点の応募があり、この中から特選・準特選に選定した6作品を、「公益社団法人国土緑化推進機構」が開催する全国コンクールに県代表として提出しました。

さらに、三重トヨペット株式会社の「第48回ふれあいグリーンキャンペーン」を活用し、多気町や県立高等学校、県立特別支援学校等へヤマザクラ等の苗木を合計243本配布しました。

【基本施策4－(2)】

木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

(1) 暮らしの中での木づかいの促進

家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めるとともに、県産の木製玩具や遊具等の活用を促進する取組を進めます。

【令和5年度の取組】

県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具「ミエトイ」を体験できる場として、県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を9回開催しました。

(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用

に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。

【令和5年度の取組】

民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する「三重県『木づかい宣言』事業者登録制度」を推進した結果、新たに5事業者を登録し、令和5年度末時点の登録者数は43事業者となりました。

<三重県「木づかい宣言」登録事業者一覧>

番号	登録日	事業者名
1	H30.11.8	ネットヨタ三重株式会社
2	R1.5.13	磯部わたかの温泉 風待ちの湯 福寿荘
3	R1.8.2	有限会社大村建設
4	R1.11.20	株式会社ブルック
5	R1.11.20	深緑茶房 名古屋店
6	R1.12.23	参代 きく水
7	R1.12.24	鳥羽国際ホテル
8	R1.12.24	NEMU RESORT
9	R1.12.27	井村屋株式会社
10	R2.3.23	志摩クリエイターズオフィス
11	R2.4.8	三重テレビ放送株式会社
12	R2.4.22	マエダ社労士事務所
13	R2.4.23	株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット
14	R2.7.13	まるてん有限会社 かつおの天ぱく
15	R2.7.19	一般社団法人志摩市観光協会
16	R2.8.27	松坂城 月見やぐら
17	R2.9.7	KANPAI ISESHIMA
18	R2.9.18	三重トヨペット株式会社
19	R2.10.1	株式会社ライフ・テクノサービス
20	R2.10.30	株式会社コメダ
21	R2.11.5	株式会社宮忠
22	R2.11.13	ミニストップ 松阪松ヶ崎駅前店
23	R2.12.1	株式会社近鉄・都ホテルズ 志摩観光ホテル
24	R3.9.15	お菓子のじかん RUCIEN
25	R3.9.16	味の素株式会社 東海事業所
26	R3.9.17	ヴィソソホテルマネジメント株式会社
27	R3.11.1	株式会社カーゾック kiond
28	R4.1.13	トヨタカローラ三重株式会社
29	R4.1.27	清水清三郎商店株式会社
30	R4.3.18	新割烹 柚子

31	R4.4.1	レストラン カルティベート
32	R4.5.16	鳥羽ビューホテル花真珠
33	R4.5.25	水族館 伊勢シーパラダイス
34	R4.7.1	オムロンヘルスケア株式会社 松阪事業所
35	R4.8.8	有限会社みよしや
36	R4.8.8	リラクゼーションジラク
37	R5.3.7	株式会社御福餅本家
38	R5.3.16	金川珈琲
39	R5.7.5	一般社団法人つちからみのれ
40	R5.8.22	株式会社三十三銀行
41	R5.9.1	Hotel 津 Center Palace
42	R5.9.1	ホテル ザ・グランコート津西
43	R6.2.21	株式会社トーエー

然と人が調和する植樹祭」を開催し、43人が植樹活動に参加しました。

植樹には、「公益財団法人岡田文化財団」が取り組む、三重県「さくらプロジェクト」により寄贈されたソメイヨシノ50本を使用しました。



三重県「木づかい宣言」登録書 授与式



県民参加の植樹祭（青山ハーモニー・フォレスト）

【基本施策4－（3）】

三重のもりづくりの意識の醸成

県民の皆さんの三重のもりづくりに対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画や積極的な木材利用につなげる取組を行います。

（1）三重のもりづくり月間の取組

森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

【令和5年度の取組】

公益社団法人三重県緑化推進協会とともに、令和5年11月18日に青山ハーモニー・フォレストにおいて、県民参加の植樹祭「自

V 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題等を考慮して計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けてプロジェクトごとに成果指標を設け、目標年次を令和元年度から5年後の令和5(2023)年度として、その進捗管理を図ることとしています。

1 緑の循環プロジェクト

【成果指標 皆伐後の更新率】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
100%	100%

【プロジェクトの概要】

森林の多面的機能を維持するためには、「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環のサイクルを確実なものとする必要があります。植栽本数や下刈り回数を見直しを行うほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムやコンテナ苗の導入など、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めつつ、ニホンジカによる食害対策等、的確な獣害対策を講じる必要があります。

このため、市町と連携し、伐採箇所について、衛星デジタル画像等を用いた伐採状況の確認や確実な更新に係る状況把握に努めるとともに、一貫作業システムやコンテナ苗等の導入、ICT等を用いたニホンジカ捕獲のモデル実施と技術普及等を進めることとしています。

【5年間の取組成果】

プロジェクトの成果指標である「皆伐後の更新率100%」の達成に向けて、みえ森と緑の県民税を活用した森林再生力強化対策事業において、森林所有者等が行う獣害防護柵の設置に対する支援の強化や衛星デジタル画像を用いた伐採状況の確認等に取り組みました。この結果、令和5年度末時点での皆伐後の更新率は100%となり、目標を達成しました。

【今後の課題】

今後も、皆伐地の確実な更新を図り、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくため、皆伐地に植栽された苗木のニホンジカ等による食害対策を進めるとともに、獣害や気象害等の被害を受けた植栽地の森林への早期回復に向けた取組を推進していく必要があります。

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

【成果指標 災害緩衝林整備事業実施数(累計)】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
150箇所	150箇所

【プロジェクトの概要】

県では、みえ森と緑の県民税を活用し、崩壊土砂流出危険地区内の溪流沿いの一定幅の森林を「災害緩衝林」として整備することで、災害発生時の土砂や流木の流下を緩和軽減する機能を高めるほか、豪雨等によって流出する恐れのある異常に堆積した流木や土砂等の撤去を進めています。

しかしながら、全国的には豪雨災害による土砂や流木による被害が頻発しており、本県においても現在の取組を拡充・強化し、災害に強い森林づくりをより一層進め、災害への備えを高める必要があります。

このため、プロジェクトでは、災害緩衝林の整備及びその効果検証、流木捕捉式ダム等の設置を検討するとともに、流域全体の防災機能を強化するため、災害緩衝林整備区域の隣接地等で、崩壊による土砂流出の危険性が高い箇所で行う森林整備を進めることとしています。

【5年間の取組成果】

プロジェクトの成果指標である「災害緩衝林整備事業実施数 累計150箇所」の達成に向けて、令和5年度は11市町、28箇所において、流木となる恐れのある危険木4,334m³の除去と、溪流沿いの山腹で、流木

や土砂の流出を抑止するための調整伐130haを実施しました。この結果、令和5年度末時点での災害緩衝林整備事業実施数は累計で150箇所となり、目標を達成しました。

また、災害緩衝林整備事業の実施箇所周辺において、根系や下層植生の発達を促進する森林整備を実施するとともに、市町庁舎等におけるパネル展示やホームページでの事業紹介等によって、災害に強い森林づくりの取組をPRしました。

【今後の課題】

台風や近年の局地的豪雨などの異常気象に伴う災害が全国各地で発生するなど、災害に強い森林づくりの必要性は依然として高い状況にあることから、引き続き、災害緩衝林の整備や流域全体の防災機能強化を進めるとともに、航空レーザ測定の成果を活用して、優先的に整備すべき森林を抽出するなど、効率的な森林整備に取り組む必要があります。

3 次世代型森林情報活用プロジェクト

【成果指標 航空レーザ測量面積(累計)】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
1, 200km ² (12万ha)	2, 864km ² (29万ha)

【プロジェクトの概要】

航空機から地上にレーザを照射して地上の状態を詳細に計測できる測量技術を活用し、森林資源や地形の詳細な情報を把握することで、計画的な森林経営や未整備森林の抽出、地形解析による災害の発生危険地評価等への応用が可能となっています。

このため、航空レーザ測量によって正確かつ詳細な森林資源情報を把握し、その解析結果を県の森林クラウドシステムに搭載することで、市町や林業事業体が正確かつ客観的なデータに基づいた効果的・効率的な森林整備を進めることを促進します。

【5年間の取組成果】

プロジェクトの成果指標である「航空レーザ測量面積 累計1,200km²」の達成に向

けて、令和5年度末までに、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、伊賀市、名張市、紀北町、尾鷲市、御浜町、紀宝町の19市町で航空レーザ測量成果を用いた森林資源情報の解析を行いました。この結果、令和5年度末時点の解析面積は累計で2,864km²となり、目標を達成しました。

また、航空レーザ測定の成果を効果的に活用していくため、森林経営管理制度に取り組む市町担当者や、林業関係事業者向けに研修会を開催しました。

【今後の課題】

市町や林業事業体が効果的・効率的に森林整備を進めていくためには、正確かつ詳細な森林資源情報が重要となることから、今後も県内全域でのデータ整備に向けて、航空レーザ測量及び解析を計画的に進めるとともに、解析結果の活用に関する研修の開催や森林クラウドシステムへの搭載など、有効に活用できる環境を整えていく必要があります。

4 森林・林業を担う人づくりプロジェクト

【成果指標 みえ森林・林業アカデミー受講者数(累計)】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
120人	95人

【プロジェクトの概要】

平成29年3月に策定した「三重県林業人材育成方針」をふまえ、新たな視点や多様な経営感覚を持って森林・林業を取り巻く厳しい状況を打開し、さらには、地域振興の核となる人材の育成を実現する新たな林業人材育成機関として、平成31年4月にみえ森林・林業アカデミーが本格開講しました。

アカデミーでは、林業に従事する方々が、その組織において果たすべき役割に応じた3つの育成コース(ディレクター、マネー

ジャー、プレーヤー)を設定し、働きながら学ぶシステムを特徴としています。

また、森林経営管理法の制定等、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となっていることから、市町職員の人材育成を支援します。

【5年間の取組成果】

みえ森林・林業アカデミーにおいて、基本コースであるディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの3コースを運営し、次世代を担う林業人材の育成に取り組みましたが、基本コースは既就業者を対象としていることにより受講者の業務上の都合や、新型コロナウイルス感染症により受講を辞退する者が生じたことが影響し、令和5年度末時点でみえ森林・林業アカデミー受講者数は累計で95人となり、目標は達成できませんでした。

【今後の課題】

今後想定される増加する森林整備や多様化する森林へのニーズに対応できる林業人材を確保するため、受講生や受講生を派遣する事業体のニーズの把握やカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、みえ森林・林業アカデミー棟の充実した教育環境を十分に活用した担い手の育成を進める必要があります。

また、主伐後の再生林や保育、苗木の生産等の場面において活躍する、他業種の企業等の参画を促すなど、多様な林業労働力を確保していくことも必要となります。

5 A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト

【成果指標 競争力強化の取組数(累計)】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
5取組	5取組

【プロジェクトの概要】

本県では、平成30年3月に紀伊半島初となる大型合板工場が操業を開始するとともに、

複数の木質バイオマス発電所が稼働するなど、合板用のB材や木質バイオマス燃料用のC材の大口かつ確実な需要が見込まれています。

これらB・C材は、主に木材の中で最も収益性の高い製材用等のA材に付随して生産されることから、B・C材を安定的に供給し、素材生産量を増大させるためには、A材の安定的な生産と流通が必要です。

このため、製材用原木と製材品を対象とし、これらの需要拡大に向けて意欲と能力のある素材生産業者や木材市場、製材事業者等が主体的かつ積極的に販路を開拓するとともに、事業者の競争力(品質、安定供給、営業力等)を強化するためのサプライチェーンの構築や人材育成を進めます。

【5年間の取組成果】

県産材需要の獲得や事業者の競争力強化を図る取組として、川上から川下の関係者の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンを強化するとともに、「中大規模木造建築設計セミナー」の開催や木造非住宅建築物の設計支援による県内設計士の育成、県産材を活用した優良な建築物に関わった者を表彰する「みえの木建築コンクール」による県産材の使用事例のPRに加え、新たに「木造非住宅設計支援事業」を創設し、県産材を利用した民間の木造非住宅建築物の設計支援を行いました。

この結果、令和5年度末時点での競争力強化の取組数は累計で5取組となり、目標を達成しました。

【今後の課題】

住宅をはじめとする建築物全般の着工数が減少トレンドにあるなか、県や市町による「木材利用方針」の策定や森林環境譲与税の導入により、公共建築物における木造・木質化は拡大してきていますが、さらなるA材需要の拡大に向けては、民間の非住宅建築物における木材利用を促進していく必要があります。

また、中大規模の木造建築物において県産材が選択されるためには、木材の調達課題となることから、安定的かつ効率的に

木材供給が可能な体制を構築する必要があります。

6 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

【成果指標 みえ木育ステーション認定数（累計）】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
29箇所	29箇所

【プロジェクトの概要】

本県では、平成18年度から森林環境教育を、平成27年度からは木育を推進しており、平成28年度にはこれらの取組をより一層拡充するため、「みえ森づくりサポートセンター」を開設し、森のせんせいをはじめとする森林環境教育指導者の育成のほか、森林ボランティアの育成、木育イベント「ミエトイ・キャラバン」を展開しています。

このような取組を進める中、地域に密着した活動が必要となっているほか、野外体験保育や乳幼児期から木に触れる体験等の対象を未就学児にも広げて欲しいといった声や、木製遊具や玩具に常時触れ合える場所の設置を求める声が上がっています。

このため、県内の既存施設に森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設を整備するとともに、整備された施設において森林環境教育・木育活動を展開するためのソフト面でのサポートに取り組むこととしています。

なお、これまで取り組んできた森林環境教育・木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に、「みえ森林教育ビジョン」を策定しました。

【5年間の取組成果】

森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に気軽にアクセスできる施設を「みえ森林教育ステーション」として認定する制度に基づき、令和5年度は、市町の子育て支援施設等の15施設を新たに認定し、認定施設数は累計で29施設となり、目

標を達成しました。

また、木製の遊具や玩具、森林や木に関する絵本等、認定の際に必要な物品の整備について、みえ森林教育ステーション整備支援事業により支援しました。

さらに、県民の皆さんに木に触れていただく機会を創出するため、「ミエトイ・キャラバン」の出展を8回実施しました。

【今後の課題】

子どもの頃に森林とふれあう機会が多いほど、積極的に森林に関わっていきたいと考える傾向があることから、「みえ森林教育ビジョン」の実現に向けては、森林教育指導者による支援や森林教育プログラムの充実など、学校教育現場を中心とした森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、「みえ森林教育ステーション」の整備による森林や木に気軽に触れられる場の拡大に取り組む必要があります。

參考資料

I 三重の森林づくり条例

平成十七年十月二十一日
三重県条例第八十三号

改正 令和三年三月二十三日
三重県条例第二十六号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物を育み、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定

め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するとこ

るであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。
- 3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

- 2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第十条の二 県は、市町が三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する三重のもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産

材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。
- 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（三重県民の森条例の一部改正）

- 2 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（三重県上野森林公園条例の一部改正）

- 3 三重県上野森林公園条例（平成十年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

Ⅱ 用語説明

ア 行

● ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同義語だが、IIT の概念をさらに一歩進め、IT = 情報技術に通信コミュニケーション (ネットワーク通信による情報・知識の共有) の重要性を加味した言葉。

● 一貫作業

伐採と連続して地拵えを行った後、植栽を行う作業システムのこと。伐採時に使用した機械を使うなどして地拵えから苗木の運搬、植栽までの工程を省力化することで、全体としての育林作業コストの縮減が可能となる。

● 意欲と能力のある林業経営者

森林経営管理法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望し、県の公募に応募した民間事業者のうち、法第36条第2項に規定する要件に適合する者のこと。

● A材・B材・C材

A材は、建築用途の製材品の原料となる原木、B材は、合板等の原料となる原木、C材は、チップ等の原料となる原木のこと。

● エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、適切な管理に基づく資源の保護・保全につながっていくことをめざす考え方。

● SDGs

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。持続可能な環境や社会を実現するために先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき開発目標として、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。持続可能な森林経営は重要な課題の一つとされ、森林は、同サミットで採択された17のSDGsの多くに関連している。

● NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

● OECM

Other Effective area-based Conservation Measures の略。自然公園等の既存の保護地域以外で民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域のこと。

カ 行

● 階層構造

発達した森林で見られる、高木層、亜高木層、低木層、草本層、地表層 (コケ層)、地中層といった垂直的な層構造のこと。

● 環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

●間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

●木の駅プロジェクト

林家等が自ら間伐等を行って、軽トラック等で木材集積所（木の駅）まで運び出した木材を地域通貨等でチップ原料や木質バイオマス燃料等として買い取る仕組み。森林整備と同時に、地域経済の活性化にもつながる点で注目されている。

●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

●航空レーザ測量

航空機から地上にレーザを照射して地上の変化を詳細に計測できる測量技術のこと。

●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッド ：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）と玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤーダ：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

●構造の豊かな森林

平成 29 年 3 月に策定した「三重県林業人材育成方針」で提唱した、次の 4 項目から成る森林のこと。

- ①人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林
- ②若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ③高木や低木、下層植生等、垂直方向の階層構造が多様な森林
- ④これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

●合板

薄く剥かれた単板（ベニヤ）を奇数層、繊維方向を90°ずらしながら交互に重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

●コンテナ苗

育成孔（キャビティ）の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、容器の底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器（コンテナ）によって育成した、根鉢付きの苗のこと。

サ行

●再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

●里地里山

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業等さまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持・形成されてきた地域。樹林地、農地、湿地等により構成され、多様な野生動植物の生息・生育場所になっている。

●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

●サプライチェーン

サプライは「供給」、チェーンは「連鎖」の意味。原木が、原料の段階から市場や製材所、工務店等を経て消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。

●山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等、保全対象への影響が大きいとして県が判定した地区のこと。

●GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、さまざまな比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

●CLT

Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直交するよう重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工の速さや鉄筋コンクリート造等と比べて軽量なことも特徴。

●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施。

●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の私有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

●自伐型林業

自伐林家（自ら所有する森林を自らが整備する方で、専業のみならず兼業で林業に取り組む方も含む）のほか、自ら森林は所有していないが、他者から委託を受けて森林整備に取り組む森林ボランティアやNPO、林研グループ、自治会等、多様な主体が副業的に取り組む林業のこと。

●若齢林

若齢段階にある森林のこと。「若齢段階（樹冠閉鎖段階）」とは、高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなって、下層植生が目立って少なくなる時期を言う。

●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型林業

植林によって森林を造成し、利用期が来たら伐採して再び「造林→保育→伐採→造林・・・」を繰り返す皆伐型の林業のほか、択伐を繰り返し行い、伐採後の空間を利用して次世代の更新を促す非皆伐型の林業等、資源の循環を連鎖させる林業のこと。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付け等により造成された針葉樹や広葉樹の森林。一般的には人工造林による森林を指すことが多い。

●森林環境税・森林環境譲与税

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成31年度税制改正において創設することとされた新たな税。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して平成31年度から譲与することとされた。

●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険等の業務を実施。

●森林経営管理法

平成30年5月に制定された法律。市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくはその管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とする。平成31年4月施行。

●森林経営計画制度

森林法に基づく制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた5年を一期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受けるもの。

●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者等による森林経営計画等がある。

●森林作業道

除間伐等の森林整備や集材を行うために作設される、主に林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度のトラックの走行を想定した構造の道。

●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐等、適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

●森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

●森林施業の集約化

林業事業体等が隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

●森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

●森林ゾーニング

森林を機能等に応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供等、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

●森林文化

森林と人間とのかかわりの中から形成された文化現象を対象とした概念。森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

●森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民又は市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担う人。

●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

●生物多様性

多くの生物が、様々な環境にバランス良く生息している状態。生物そのものの豊かさと、豊かな生態系を築いている状態。

●早生樹

センダンやコウヨウザン等、早く大きく成長する樹種のこと。

●造林

人為的な方法で、目的に合わせた森林の造成を行うこと。

●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ行

●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158 計画区) に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。

●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

●治山ダム

森林の維持・造成を図ることを目的に溪流に設置する構造物。溪床勾配を緩和して溪床や溪岸の侵食を防止したり、溪床に堆積した不安定土砂を固定することで下流への土砂流出を抑止したり、山腹斜面の崩壊を防止したりするはたらきがある。

●中間土場

複数の素材生産業者や森林組合が搬入してきた原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードで、山土場と出荷先の間で設けられる。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする。仕分けによって、品質の均等な原木をまとめることが可能となり、並材の直送や優良材の原木市場への出荷等、きめ細かな流通に対応できる。

●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ナ行

●ナラ枯れ

体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシが、ナラやカシ類等の幹に侵入して、ナラ菌を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を枯死させる現象。

ハ行

●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ行

●三重県「木づかい宣言」事業者登録制度

県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度のこと。

●三重県水源地域の保全に関する条例

水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として平成 27 年 7 月に制定した条例。水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときに、30 日前までの届出を求める「水源地域内の土地取引の事前届出制度」を柱としている。

●三重の木づかい条例

県民及び事業者の参加のもと、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につなげていくことを目的として、令和 3 年 4 月に施行された条例。

●「三重の木」認証材

「三重の木」認証制度による認証を受けた製材品のこと。「三重の木」認証制度とは、木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

●みえ森づくりサポートセンター

学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口等、総合的なサポートを行う拠点施設。平成 28 年度から県が運営。

●みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために平成 26 年度から導入した県の独自課税。

●緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

●木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場等の残廢材、建築廢材等を含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ヤ行

●山土場

山元の伐採現場の近くに設ける、原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードのこと。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする場となる場合もあるが、中間土場と比較して面積は小さく、流通の拠点となる機能は劣る。

ラ行

●林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

●林業生産活動

苗木の生産や造林等の森林を造成する育成活動及び丸太やきのこ等の林産物を生産する採取活動の総称。

●林業のスマート化（スマート林業）

レーザ計測技術やICT等の先端技術、安全で高効率な自動化機械を林業に導入し、森林管理の効率化や生産性の向上、労働安全の確保を図ること。

●林地開発許可制度

森林の適正な利用を確保するため、1 ha を超える森林の開発行為を行う場合は知事の許可が必要と定めた森林法上の制度。

●老齡林

老齡段階にある森林のこと。50年生を越え、下層植生が徐々に豊かになる段階（成熟段階）を経て、優占する高木の中に衰退木、立ち枯れ木、倒木等が生じる時期を「老齡段階」と言う。

●路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うために、国道や県道等の「公道」、一般車両の走行も想定した幹線となる「林道」、もっぱら林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」等を適切に組み合わせた道路ネットワーク。

**三重の森林づくり実施状況報告書
(令和5年度版)**

令和6年9月

三重県農林水産部 森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2564
FAX 059-224-2070